

住宅に関する事業のご案内

住宅修繕等資金の融資あっせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震補強などをしようとする方で、その資金を調達することが困難な場合に、低利の融資が受けられるよう指定金融機関にあつせんします。また、要件を満たす修繕などについては、区が利子補給を行います。

万円から一万円を単位として七百万円まで
 利子補給
 次の工事には利子補給を行います。
 ・木造住宅の耐震補強工事と高齢者・心身障害者(盲)に利便を与える工事の融資額に対しては、一定の要件を満たした場合、区が二%の利子補給を行います。
 ・また、アスベスト除去工事の融資額に対しては区が一・七%の利子補給を行います。

対象となる住宅
 ・区内に所在するもの
 ・建築基準法上適法のもの
 ・居住部分の床面積が二百四十㎡以下であるもの

修繕等の範囲
 住宅の安全性、耐久性、居住性を高める工事
 ◎増築または改築工事で建築確認申請を必要とする工事は、対象となりません。

申込資格
 次の全ての要件に該当する方
 ・修繕工事をする住宅に居住または、修繕後に居住しようとしていること
 ・住民税を滞納していないこと
 ・融資を受けた資金の返還およびその利子の支払いについて十分な能力を有すること
 ・この制度による資金融資を受け、償還中の者でないこと
 ・返済完了時の年齢が八十歳未満であること
 融資額
 工事費用の範囲内で、二十

対象
 ・六十歳以上の高齢者
 ・障害のある方(障害の程度による条件あり)
 助成額
 ・預かり金タイプは利用費用の二分の一
 ・月払いタイプは事務手数料
 ◎詳しくはお問合せください。
家賃債務保証制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合、その保証料の一部を助成します。

対象
 ・六十歳以上の方、または、

省エネナビを設置して家庭の省エネを『見える化』してみませんか

区では、中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の参加者を対象に、家庭の電気使用量や二酸化炭素排出量がリアルタイムで表示される「省エネナビ」の貸し出しをしています。

家庭の分電盤に測定器を取り付けるだけで、現在の電気使用量や電気料金、CO₂排出量を常に確認することができます。

「節電に興味があるけど、何をすれば効果があるかわからない」という方、「節電を心掛けてはいるけど、どのくらいの効果が出ているのかわからない」という方、省エネナビを使って、家庭の省エネを「見える化」してみませんか。

対象
 中央エコアクトに参加する区民
 貸与期間
 二カ月

要介護・要支援認定を受けている六十歳未満の方(同居者は配偶者、満六十歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている六十歳未満の親族等に限り)
 ・障害者世帯(障害の程度による条件あり)
 ・子育て世帯(扶養義務のある十八歳以下の者が同居)

助成額
 保証料の二分の一
住宅住み替え相談
 住み替えの困難な高齢者に宅地建物取引業協会の協力を得て民間賃貸住宅への住み替え支援を行います。また、一般世帯を対象に公共住宅の案内

その他
 ・貸与期間中に、中央エコアクトに取り組んでください。
 ・貸与費用は無料です。
 ・省エネナビの設置と撤去は区が派遣する業者が行います。

貸出可能台数には限りがあるため、申請から設置までお待ちいただく場合があります。

中央エコアクトとは
 中央エコアクトとは、日常生活における環境活動により、地球温暖化の原因となるCO₂の排出量を減らしていく取り組みをシステムとしてまとめたものです。

このシステムは、皆さんが家庭で無理なく取り組むことができ、節電や光熱費の削減を図ることができます。

認証
 二カ月間取り組み、一定の成果をあげると区から「認証

内など住宅相談を行っています(住宅の紹介は高齢者世帯のみ)。
 相談日時
 毎月第二、第四火曜日
 午後1時～4時(要予約)
 相談員
 (社)東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部の相談員
 区職員

共通
 ※問合せ先
 住宅課計画指導係
 ☎(3546)5466

住み替え支援については高齢者福祉課高齢者サービス係 ☎(3546)5355



▲省エネナビ

特典
 ・太陽光発電システムや省エネエネルギー機器等導入費助成制度での上乗せ助成の適用を受けることができます(平成二十四年度は受付を終了しました)。

エコ・アクション・ポイントポイント分を差し上げています。
 ガイドブック(申込用紙)の配布
 区役所七階環境政策課で配布しています。
 また、区のホームページからダウンロードすることもできます。

※問合せ先
 環境政策課温暖化対策推進係 ☎(3546)5406

エイズ予防月間

11月16日(金)～12月15日(土)
 日本では平成二十三年に、HIV感染者千五十六件、エイズ患者四百七十三件の報告があり、新規エイズ患者報告数は過去最多となっています。一方、全国の保健所などでのHIV検査件数は前年からほぼ横ばい、相談件数は減少しています。このことから、潜在的な感染者数の増加が予測されます。

HIV感染は、発見が早ければ適切な治療でエイズの発症を遅らせることができます。また、 Condom を正しく使用することで、予防に努めることが大切です。

WHO(世界保健機関)では、十二月一日を「世界エイズデー」と定めています。
 今年のテーマは「AIDS GOES ON: エイズは続いている」です。
 エイズ予防月間にあわせて、街頭キャンペーンを実施します(別表参照)。
エイズ・性感感染症の検査・相談
 匿名、無料で受けられます(要電話予約)。
 検査日
 毎月二回(原則第二・第四木曜日)
 午前9時～9時45分
 ※問合せ先
 中央区保健所健康推進課予防係 ☎(3541)5930

日時		会場
12月3日(月)	午前9時～	日本橋橋梁付近
	正午～	・銀座数寄屋橋公園 ・晴海トリトンスクエア 2階ランドロビー

◎キャンペーンは配布物が終わり次第、終了します。

落ち葉の清掃にご協力を

夏の間、木陰をつくり、快適な空間を与えてくれた街路樹も、越冬の準備のため葉を落とします。
 落ち葉は、そのままにしておくと、葉が雨に濡れ、滑って転倒する場合があります。区が行う清掃だけでは、対応できない場合もありますので、落ち葉の清掃に区民の皆さんのご協力をお願いします。
 ※問合せ先
 水とみどりの課道路緑化施設係 ☎(3546)5437